

監査・ガバナンス研究部会（第194回）議事録

日時：平成25年12月20日(金) 15:00~17:00

場所：学士会館308号会議室

出席者：今井、上原、大関、勝田、河口、嶋多、中嶋、浜辺、林、日向井、山本、山脇、井上（文責）

【定例研究発表】

1. 2014年「会社法改正」の問題点（浜辺陽一郎客員部会員）

<概要説明>

会社法改正案が来年の通常国会で審議されることになったことを受け、昨年お話頂いた要綱との変更点等を中心に説明が行われた。

- ① 2013年11月29日、「会社法改正案」が閣議決定された。2014年1月からの通常国会での成立を目指す。今回の法案の付則25条には「政府は、この法の施行後2年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認める時は、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする」と明記することとなった。
- ② 公開大会社の有価証券報告書提出会社が社外取締役を設けない場合、相当の理由に関する説明責任(explain)規定を法律(327条の二)に格上げし、その説明義務を書面だけでなく、株主総会での口頭説明を義務付けた事。即ち、「(第327条の二)・・・社外取締役を置いていない場合、取締役は、当該事業年度に関する定時株主総会において、社外取締役を置くことが相当でない理由を説明しなければならない」とした。なお、法務省令で事業報告と参考書類にも同様の説明を記載することが盛り込まれる予定である。
- ③ 事業再編、キャッシュアウト等はやりやすくなったと言えるが、これは、競争力強化の方向性が表れたと言える。
- ④ 要綱にあったが、改正法案に含まれていないものとして「金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求」がある。
- ⑤ 全体としての評価は改正の狙いを超えて、大化けする可能性を秘めている制度との意見があるのに対し、改正されても、あまりにも中途半端で実質的な影響が期待できないとの意見もある。

<討議・意見>

- ① 監査等委員会設置会社での実質的監査は内部監査部門が実施するのか？
⇒監査・監督委員も取締役の為に内部統制上の内部監査部門を指揮する形となる
- ② 委員会設置会社には内部監査部門の設置が義務付けられていたのではないかと、また監査等委員会でも同様か？ ⇒基本的には内部統制はどの形態の会社でも必要
- ③ 企業集団の内部統制というのが今回省令から本法に入ったと聞か？
⇒法362条に入る。
- ④ 監査等の等は何か？ ⇒指名委員会権限を持つわけではないが、人事や報酬に関する

意見を述べる職務を含むと解される。

- ⑤ 内部統制が各種の会社で共通とするなら、監査等委員会設置会社の内部監査ではどう
いう監査を行うのか？⇒日本監査役協会のガイドライン等で示されると予測
- ⑥ 監査等委員は、監査をやるのか監督をやるのか？ ⇒監査・監督委員は取締役でもあ
る為、両方を担当すると言える
- ⑦ 現在の日本では、執行役への権限移譲で取締役権限を小さくすることは考えにくい
以下略

2. 「日本航空の経営破綻」(今井 祐部会長)

<概要説明>

- (1) JALは1985航空史上最悪の御巣鷹山事件を起こす。1987年完全民営化し、中
曽根首相はカネボウ会長の伊藤淳二を副会長(後に会長)に送り込み、政府主導で
安全対策等の経営改革に乗り出そうとした。
- (2) 経営上の問題点：
 - ① 8つの戦闘的組合集団対策の失敗(経営理念、中期再建計画等全く浸透せず) ②
JALの機能分担型組織の問題点と経営執行サイドのリーダーシップ不在
 - ③ 日本エアシステム(JAS)との経営統合は窮状打開とはならず
 - ④ 「簿外債務等の隠れ破綻」と「政府・運輸族議員の関与・天下り」による財政基盤
の脆弱化
 - ⑤ 「ナショナル・フラッグ(JAL)は潰れない、潰せない」との甘い意識感覚
 - ⑥ 取締役会の機能不全。独立機関の「コンプライアンス調査委員会」は「重大事態
に対する歴代経営者の不作為が原因で破綻した」との結論を出した。
- (3) 先行研究
高巖(2013)『ビジネス・エシックス(537~539頁)』及び平田光弘(2008年)
『経営者自己統治論(218~239頁)』の詳細は省略。
- (4) これらの問題点を見事に解決したのが、京セラフィロソフィーや独自の会計制度
(アメーバ経営)を梃子にした意識改革運動・コスト削減運動・組織改革を強いリー
ダーシップを持って展開した稲盛和夫率いる京セラチームである。業績は短期間に急
回復し、2年半で再上場を果たした。詳細は2014年2月度部会で提案・説明する。

<討議・意見>

- ① やはり組合問題への対応が大きなミステーク
- ② JR北海道も労組対応で苦労している点同様の事例と言えるが、現状では経営陣の後
継者が選べない(辞められない)
- ③ JALの取締役会の機能不全に対し、物言わざる株主の責任も大きい。
- ④ 労働組合がみなおかしい訳ではないが、就業時間内に「ピラをはる、組合の打合わ
せをやる」では収拾が付かない。経営陣の組合への毅然とした態度も重要。

以上

【次回開催日・場所】1月17日(金) 学士会館305号会議室